



福井労働局発表
平成26年11月20日

担
当

福井労働局労働基準部賃金室
室長 足利 正宏
室長補佐 川口 国雄
電話 0776-22-2691
FAX 0776-21-6646

平成26年度特定最低賃金の改正について

- 1 福井労働局（局長 加藤 滋穂）は、福井地方最低賃金審議会（会長 野村 直之）より答申を受けた4業種に係る平成26年度の特定最低賃金改正決定について効力発効の手続きを行い、本日官報公示が完了し、本年12月24日よりの効力発効が確定した。
- 2 平成26年度の特定最低賃金改正決定の内容詳細は、別紙のとおりである。
- 3 福井県各種商品小売業最低賃金についての額の改正はなく、現行の最低賃金額「1時間 750円」が適用され続ける。

別 紙

特定最低賃金改正内容

- 1 福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金
最低賃金額 1時間 732円（現行額よりの引上げ幅 +7円）
効力発効日 平成26年12月24日

- 2 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金
最低賃金額 1時間 810円（現行額よりの引上げ幅 +10円）
効力発効日 平成26年12月24日

- 3 福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（（略称）福井県電気機械製造業最低賃金）
最低賃金額 1時間 776円（現行額よりの引上げ幅 +13円）
効力発効日 平成26年12月24日

- 4 福井県百貨店、総合スーパー最低賃金
最低賃金額 1時間 773円（現行額よりの引上げ幅 +10円）
効力発効日 平成26年12月24日